

消費税等相当額並びにその額に係る表示及び請求の方法に関する説明書
(最終保障供給約款)

当社は、このたび、電気事業法第 20 条第 1 項の規定にもとづき届出を行なった電気最終保障供給約款（平成 30 年 4 月 1 日実施。）において、消費税等相当額を含んだ料金率等を算定することといたしましたので、消費税等相当額並びにその額に係る表示及び請求の方法に関する説明書を提出いたします。

なお、請求の方法については、従前のおりでございます。

また、Ⅲ（契約種別および料金）に定める料金率、54（一般供給設備の工事費負担金）に定める工事費負担金の金額に含まれる消費税等相当額の端数処理については小数点以下第 3 位で、別表 2（燃料費調整）に定める基準単価に含まれる消費税等相当額の端数処理については小数点以下第 4 位で四捨五入しております。

(1) Ⅲ（契約種別および料金）に定める料金率

区分および単位	料 金 率	消費税等相当額
	円 銭	円 銭
最終保障電力 A		
基本料金		
契約電力 1 キロワットにつき		
標準電圧 6,000 ボルトで供給を受ける場合	1,866.24	138.24
標準電圧 20,000 ボルトまたは 30,000 ボルトで供給を受ける場合	1,846.80	136.80
標準電圧 60,000 ボルトまたは 70,000 ボルトで供給を受ける場合	1,814.40	134.40
電力量料金		
1 キロワット時につき		
標準電圧 6,000 ボルトで供給を受ける場合		
夏季料金	15.42	1.14
その他季料金	14.23	1.05
標準電圧 20,000 ボルトまたは 30,000 ボルトで供給を受ける場合		
夏季料金	14.46	1.07
その他季料金	13.33	0.99
標準電圧 60,000 ボルトまたは 70,000 ボルトで供給を受ける場合		
夏季料金	14.02	1.04
その他季料金	12.96	0.96

区分および単位	料 金 率	消費税等相当額
	円 銭	円 銭
最終保障電力B		
基本料金		
契約電力1キロワットにつき		
標準電圧 6,000 ボルトで供給を受ける場合	1,866.24	138.24
標準電圧 20,000 ボルトまたは 30,000 ボルトで供給を受ける場合	1,846.80	136.80
標準電圧 60,000 ボルトまたは 70,000 ボルトで供給を受ける場合	1,814.40	134.40
標準電圧 140,000 ボルトで供給を受ける場合	1,782.00	132.00
電力量料金		
1キロワット時につき		
標準電圧 6,000 ボルトで供給を受ける場合		
夏季料金	14.28	1.06
その他季料金	13.18	0.98
標準電圧 20,000 ボルトまたは 30,000 ボルトで供給を受ける場合		
夏季料金	13.70	1.01
その他季料金	12.66	0.94
標準電圧 60,000 ボルトまたは 70,000 ボルトで供給を受ける場合		
夏季料金	13.34	0.99
その他季料金	12.32	0.91
標準電圧 140,000 ボルトで供給を受ける場合		
夏季料金	12.94	0.96
その他季料金	11.95	0.89

(2) 54 (一般供給設備の工事費負担金) に定める工事費負担金の金額

区分および単位	金 額	消費税等相当額
	円 銭	円 銭
高圧で電気の供給を受ける場合		
架空配電設備の場合		
超過こう長 1メートルにつき	3,348.00	248.00
地中配電設備の場合		
超過こう長 1メートルにつき	26,460.00	1,960.00
特別高圧で電気の供給を受ける場合		
工 事 費		
架空配電設備の場合		
(工事こう長 100メートル当たり)		
新増加契約電力 1キロワットにつき		
標準電圧 20,000 ボルトまたは	550.80	40.80
30,000 ボルトで供給を受ける場合		
標準電圧 60,000 ボルトまたは	172.80	12.80
70,000 ボルトで供給を受ける場合		
標準電圧 140,000 ボルトで供給を	86.40	6.40
受ける場合		
地中配電設備の場合		
(工事こう長 100メートル当たり)		
新増加契約電力 1キロワットにつき		
標準電圧 20,000 ボルトまたは	626.40	46.40
30,000 ボルトで供給を受ける場合		
標準電圧 60,000 ボルトまたは	550.80	40.80
70,000 ボルトで供給を受ける場合		
標準電圧 140,000 ボルトで供給を	216.00	16.00
受ける場合		
当社負担額		
新増加契約電力 1キロワットにつき	5,400.00	400.00

(3) 別表 2 (燃料費調整) に定める基準単価

区分および単位	基 準 単 価	消費税等相当額
	円 銭 厘	円 銭 厘
1キロワット時につき		
高圧で供給を受ける場合	0.149	0.011
特別高圧で供給を受ける場合	0.147	0.011